

みんながともにつながり支え合い  
高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ

# 第10次宮津市高齢者保健福祉計画 第9期宮津市介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

概要版



令和6年（2024年）3月

宮 津 市

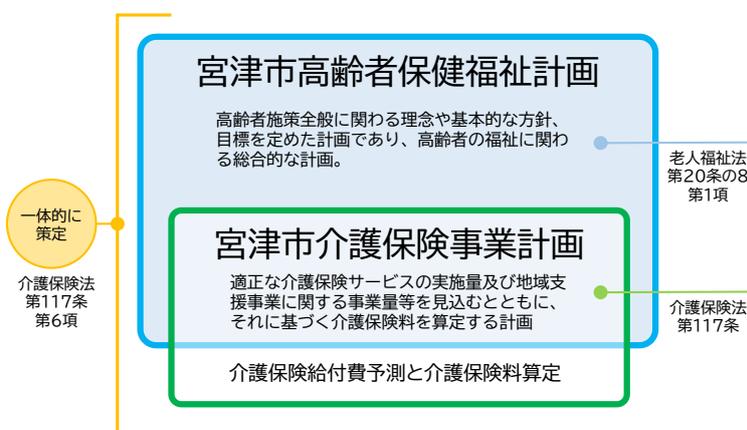
## 計画策定の目的

本市における令和5年（2023年）9月末日時点の高齢化率は43.6%となっており、令和4年（2022年）10月1日時点の全国の高齢化率28.8%、京都府の高齢化率29.2%と比べて高い状況となっています。

本市では、「第9次宮津市高齢者保健福祉計画・第8期宮津市介護保険事業計画」において、「地域住民がともに支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ」を目指すまちのすがたとし、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に努めてきましたが、将来的にも高齢化率の上昇が見込まれることから、今後もその歩みを止めることなく続けていかなければいけません。

「第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの取組を継承しつつ、すべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域で暮らせる環境を実現するための総合的かつ効果的な高齢者施策推進を目的として策定するものです。

## 計画の位置づけと計画期間

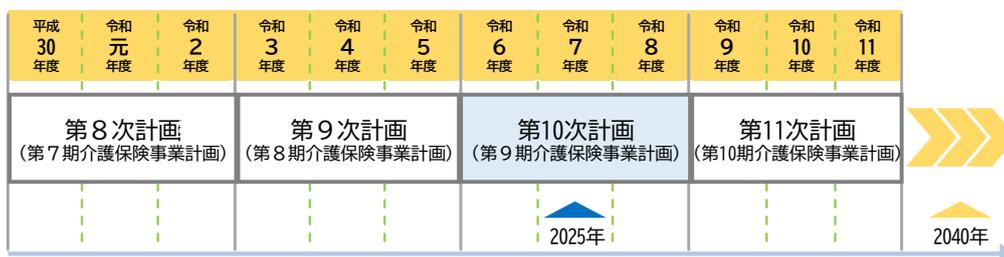


本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

なお、本市では「老人福祉計

画」の名称を「高齢者保健福祉計画」としています。

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年の計画です。生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費の増大が懸念される令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視点で引き続き市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを推進させるための計画と位置づけます。

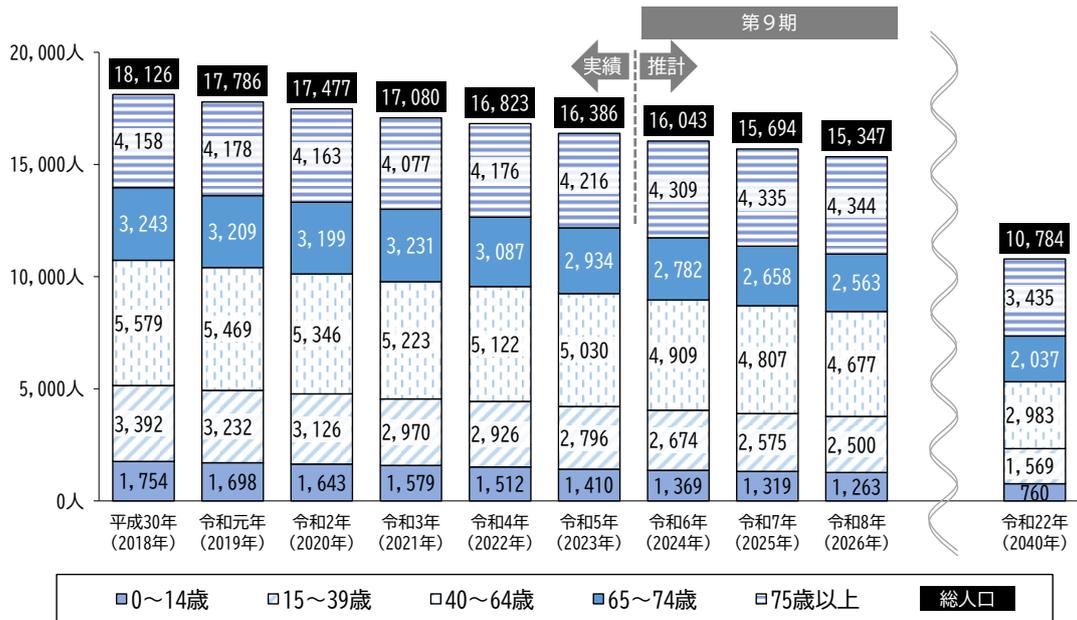


# 人口推計

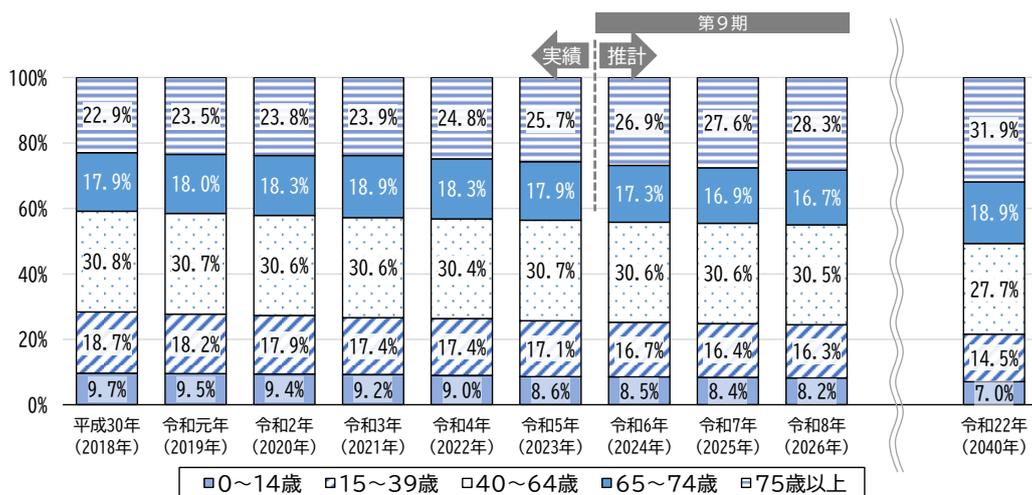
人口の推計では、本計画始期の令和6年(2024年)は16,043人、終期の令和8年(2026年)は15,347人、中長期予測の令和22年(2040年)では10,784人になる見込みです。

年齢5区分別の人口割合では、75歳以上の割合は継続的に上昇する予測で、令和22年(2040年)には31.9%に達するとみられます。

## ▼年齢5区分別人口推計



## ▼年齢5区分別人口推計の構成比



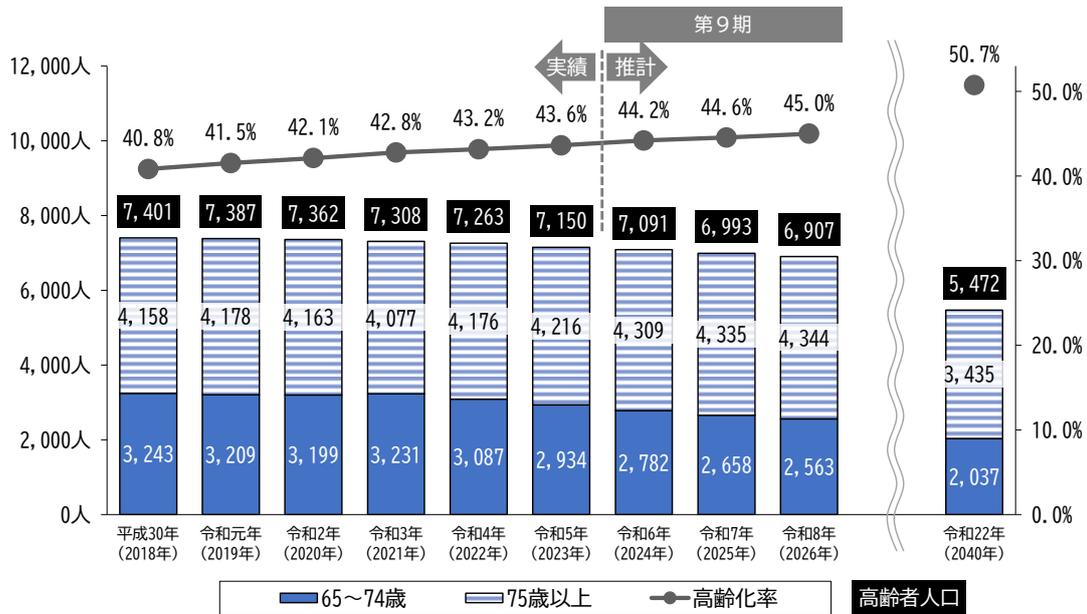
資料：住民基本台帳（各年9月末日）実績  
令和6年（2024年）以降はコーホート変化率法による推計

# 高齢者人口等の推計

高齢者人口が減少していく中、75歳以上の後期高齢者人口は微増となり、令和8年(2026年)には平成30年(2018年)以降で最大の4,344人となる予測です。

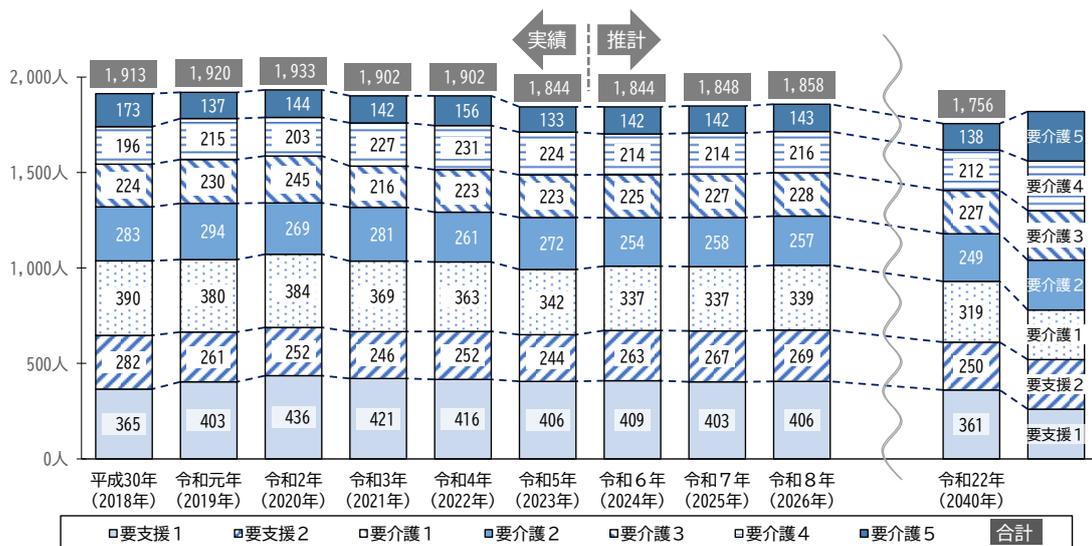
高齢化率は令和8年(2026年)には45.0%、中長期予測の令和22年(2040年)では50.7%に達する見込みです。

## ▼高齢者人口・高齢化率



要支援・要介護認定者は、令和6年(2024年)は1,844人、令和8年(2026年)は1,858人、中長期予測の令和22年(2040年)は1,756人と推計されます。本計画期間中は、認定者数が微増で推移すると見込まれますが、令和22年(2040年)には減少すると推計されます。

## ▼要支援・要介護度別認定者数推計



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

令和6年度(2024年度)以降推計は地域包括ケア「見える化」システムより取得

## 基本理念

今後も人口減少と高齢化率上昇の傾向が続くと予想される中、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、人と人がつながり、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合いながら住み慣れた地域で暮らせるまちを目指すことが重要です。

本計画では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図りながら介護保険制度の持続性を確保するとともに、世代を超えてともにつながり支え合って、高齢者も含めたみんなが幸せにくらせるまちをつくるという考え方により、以下を基本理念(目指すまちのすがた)とします。

**みんながともにつながり支え合い  
高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ**

## 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標を設定し、施策・事業の展開を図ります。

### 基本目標1

#### 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち

高齢者ができるだけ長く健康で自立して生活し、また介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、いつまでも暮らせる社会づくりを目指します。

### 基本目標2

#### ともにつながり支え合い自分らしく暮らせるまち

支援が必要な高齢者を地域のみinnで支えていくための体制の充実や連携の強化を進めるとともに、すべての世代がともにつながり支え合い、認知症になっても地域で自分らしく暮らせるための取組を推進します。

### 基本目標3

#### 生涯現役でいきいきと暮らせるまち

人生100年時代を豊かに生きるため、市民一人ひとりが健康及び介護予防の重要性を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことを促すとともに、自立支援・介護予防の取組を推進します。また、高齢者が地域社会で持てる力を十分に発揮する場の創出、提供に努めます。

### 基本目標4

#### サービスを利用して安心して暮らせるまち

介護や支援を必要とする高齢者に適切なサービスが提供できるよう、介護サービスの量と質の維持、充実を図ります。また、介護福祉人材の確保と質の向上を図るとともに、介護業務の効率化を進めます。

# 施策の体系

本計画の施策の体系は、次のとおりです。

基本理念		
みんながともにつながり支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ		
■基本目標■	■基本施策■	■施策の展開■
1 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち	1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)地域ケア会議の充実
	1 支え合いの仕組みづくり	(1)生活支援サービス体制の充実と強化 (2)地域で支え合うための担い手の育成と連携強化 (3)福祉のまちづくりの推進
2 ともにつながり支え合い自分らしく暮らせるまち	2 認知症施策の推進	(1)認知症に対する正しい理解の普及と啓発 (2)認知症の予防と早期発見・早期対応 (3)認知症の人とその家族への支援と相談体制の充実 (4)認知症の人にやさしい地域づくり
	3 権利擁護の推進	(1)成年後見制度の推進 (2)権利擁護事業の推進
	1 健康づくりの推進	(1)運動による健康づくりの推進 (2)食による健康づくりの推進 (3)病気の予防・早期発見の推進
3 生涯現役でいきいきと暮らせるまち	2 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	3 高齢者の社会参加の促進	(1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)社会活動への参加の促進 (3)高齢者の就労支援
	1 適切な介護サービス等の提供	(1)居宅サービスの提供 (2)地域密着型サービスの充実・提供 (3)施設サービスの提供 (4)重度化防止のための介護予防サービスの提供 (5)その他の介護、高齢者福祉施策の充実 (6)介護サービスの円滑な運営 (7)制度内容の周知と利用意識の啓発 (8)災害や感染症に対する備え
4 サービスを利用して安心して暮らせるまち	2 介護・福祉を支える人材の確保	(1)福祉需要に対応する人材の確保と資質の向上 (2)介護業務の効率化及び質の向上

# 介護保険料の算定

## 1 第1号被保険者の保険料基準額

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込み量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

（単位：千円）

標準給付費見込み額 A	7,913,010
地域支援事業費見込み額 B	549,924
第1号被保険者負担分相当額 C	1,946,475
調整交付金相当額 D	412,490
調整交付金見込み額 E	697,611
準備基金取崩額 F	165,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込み額 G	18,000
保険料収納必要額 $I = C + D - E - F - G$	1,478,353
保険料収納率 J	99.00 %
保険料賦課総額 $K = I \div J$	1,493,286
（多段階化後）所得段階別加入割合補正後被保険者数 L	20,245 人

保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額(K)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(L) ÷ 12 ÷ 6,147 円

	第9期（令和6年度～令和8年度）
保険料基準額	6,147円

## 2 所得段階設定

本市では従前の計画において、国の標準段階区分（9段階）を13段階とする多段階化の措置を行っています。第9期、国では低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとし、標準段階を9段階から13段階へと改訂しました。本市においては国の示す観点及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から15段階の多段階化の措置を行います。

	第8期	第9期
国の標準段階区分	9段階	13段階
宮津市の所得段階設定	13段階	15段階

# 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

第9期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

(単位：円)

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.42 【0.25】	2,582 【1,537】	30,990 【18,450】
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.65 【0.45】	3,996 【2,767】	47,950 【33,200】
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.69 【0.685】	4,242 【4,211】	50,900 【50,530】
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	5,225	62,700
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	6,147	73,770
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	7,377	88,520
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.35	8,299	99,590
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.70	10,450	125,400
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.75	10,758	129,090
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.90	11,680	140,160
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	2.05	12,602	151,220
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	2.20	13,524	162,290
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.25	13,831	165,970
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.30	14,139	169,660
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.35	14,446	173,350

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。  
保険料(月額)(年額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

第10次宮津市高齢者保健福祉計画 第9期宮津市介護保険事業計画【概要版】

発行年月:令和6年3月 発行:宮津市

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地 1